

調査官室ごとの主要関与事件

深山裁判官主要関与事件（民事調査官室関係）

【大法廷】

1 最大決令和3年6月23日・集民266号1頁（夫婦別姓訴訟）

夫婦同氏制を定める民法750条及び婚姻届に記載しなければならない事項として夫婦が称する氏を掲げる戸籍法74条1号の各規定が憲法24条等に違反するかが問題となった事案において、最大判平成27年12月16日の合憲判断を引用し、同判決以降にみられる社会の変化や国民の意識の変化を踏まえても、同判決の判断を変更すべきものとはいえないとした。

以上の多数意見に賛同した上で、国会において、選択的夫婦別氏制の採否を含め夫婦の氏の問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する、などとする共同補足意見を述べた（多数意見・補足意見）。

2 最大決令和5年10月25日・民集77巻7号1792頁（性同一性障害者特例法4号要件事件）

性同一性障害者が性別の取扱いの変更の審判を受けるためには生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあることを要するとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の規定は、身体への侵襲を受けない自由を制約するものであり、その制約は現時点において必要かつ合理的なものということはできず、憲法13条に違反するとした（多数意見・主任裁判官）。

3 最大判令和6年7月3日・判例集未登載（優生保護法事件）

優生保護法のいわゆる優生手術を定めた規定は憲法13条及び14条1項に違反し、上記規定に係る国会議員の立法行為は国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとした上で、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法724条後段（平成29年法律第44号による改正前のもの）の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるとして許されないと判断することができるとして、これと異なる趣旨をいう判例

(最一小判平成元年12月21日・民集43巻12号2209頁等)を変更した(多数意見)。

【第一小法廷】

4 最一小判令和3年5月17日・民集75巻5号1359頁(建設アスベスト訴訟)

建設現場における建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露した原告らが、被告国に対して労働大臣の規制権限不行使の違法、被告建材メーカーに対して石綿含有建材の危険性を表示する義務を履行しなかった違法を主張した事案において、被告国の規制権限不行使が違法となる始期と終期、いわゆる一人親方等との関係での違法性、民法719条1項後段の共同不法行為の要件、中皮腫及び石綿肺等を罹患した者に対する被告建材メーカーの責任の有無・範囲といった下級審の判断や学説が分かれていた多岐にわたる論点について、統一的な判断を示した(全員一致・裁判長)。

なお、建設アスベスト訴訟については、同じ日に上記判決のほか3件の判決(最一小判令和3年5月17日・民集75巻6号2303頁、最一小判令和3年5月17日・集民265号201頁、最一小判令和3年5月17日・集民265号267頁)が言い渡されており、問題となっていた全ての主要な論点について統一的な判断が示された(いずれも全員一致・裁判長)。

5 最一小判令和4年10月24日民集76巻6号1348頁(音楽教室事件)

音楽教室の運営者と演奏技術等の教授に関する契約をした生徒が、レッスンにおいて教師の指示・指導の下で著作権管理事業者の管理に係る音楽著作物を演奏する場合に、上記運営者による著作権(演奏権)侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の存否が問題となった事案において、生徒の演奏は演奏技術を習得し、その向上を図ることを目的として行われるものであるなど判示の事情の下においては、上記運営者が上記音楽著作物の利用主体であるということはできないとした(全員一致・裁判長)。

6 最一小判令和5年3月9日民集77巻3号627頁(マイナンバー違憲訴訟)

マイナンバー制度により被告国が原告らの特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集、保管、利用又は提供をする行為は、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないとした（全員一致・裁判長）。

深山裁判官 主要関与事件（行政調査官室関係）

【大法廷】

1 最大判令和2年11月25日・民集74巻8号2229頁（地方議会出席停止懲罰取消請求訴訟）

地方議会の議員に対する出席停止の懲罰は司法審査の対象とならないとした判例（最大判昭和35年10月19日・民集14巻12号2633頁）を変更し、これが司法審査の対象となるとした（全員一致）。

2 最大判令和4年5月25日・民集76巻4号711頁（在外日本人国民審査権訴訟）

最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことが違憲であるとしたほか、国が在外国民に対して次回の国民審査で審査権の行使をさせないことが違法であるとの確認を求める訴えを適法であるとし、さらに、国会の立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとした（全員一致）。

3 最大判令和5年10月18日・民集77巻7号1654頁（令和4年参院選定数訴訟）

令和4年7月10日に行われた参議院議員通常選挙当時、平成30年法律第75号による改正後の公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、上記規定が憲法14条1項等に違反するに至っていたということはできないとした（多数意見・主任裁判官）。

【第一小法廷】

4 最一小判令和2年3月26日・民集74巻3号471頁（辺野古埋立承認撤回

取消裁決取消訴訟)

公有水面埋立法42条1項に基づく埋立ての承認は、国の機関が行政不服審査法7条2項にいう「固有の資格」において相手方となるものということはできないとした（全員一致・裁判長）。

5 最一小判令和2年3月30日・民集74巻3号549頁（国際自動車第2次上告審事件）

タクシー乗務員の歩合給の計算に当たり売上高等の一定割合に相当する金額から残業手当等に相当する金額を控除する旨の定めがある賃金規則に基づいてされた残業手当等の支払につき、時間外労働等に伴い発生する残業手当等の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給が0円となることもあるなど判示の事情の下では、これにより労働基準法37条の定める割増賃金が支払われたとはいえないとした（全員一致・裁判長）。

6 最一小判令和6年6月27日・裁判集民事登載予定（市職員退職手当支給制限処分事件）

飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分を受けて市の職員を退職した者に対してされた一般の退職手当の全部を不支給とする処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとした（多数意見・裁判長）。

深山裁判官 主要関与事件（刑事調査官室関係）

【第一小法廷】

1 最一小判平成30年3月22日・刑集72巻1号82頁

現金を被害者宅に移動させた上で、警察官を装った被告人に現金を交付させる計画の一環として述べられた嘘について、その嘘の内容が、現金を交付するか否かを被害者が判断する前提となるよう予定された事項に係る重要なものであり、被害者に現金の交付を求める行為に直接つながる嘘が含まれ、被害者にその嘘を真実と誤信させることが、被害者において被告人の求めに応じて即座に現金を交付してしまう危険性を著しく高めるといえるなどの本件事実関係の下においては、当該嘘を一連のものとして被害者に述べた段階で、被害者に現金の交付を求める文言を述べていないとしても、詐欺罪の実行の着手があったと認められたとした（全員一致）。

2 ①最一小判令和2年1月23日・刑集74巻1号1頁

第1審判決が公訴事実の存在を認めるに足りる証明がないとして、被告人に対し、無罪を言い渡した場合に、控訴審において第1審判決を破棄し、自ら何ら事実の取調べをすることなく、訴訟記録及び第1審裁判所において取り調べた証拠のみによって、直ちに公訴事実の存在を確定し有罪の判決をすることは、刑訴法400条ただし書の許さないところとする最高裁判例（最大判昭和31年7月18日・刑集10巻7号1147頁、最大判昭和31年9月26日・刑集10巻9号1391頁）は、刑訴法の仕組み及び運用が大きく変わったことなど原判決の挙げる諸事情を踏まえても、いまなおこれを変更すべきものとは認められないとした（全員一致）。なお、関連する関与事件として、②最一小決令和3年5月12日・刑集75巻6号583頁（準強姦の公訴事実につき、第1審が、被害者が抗拒不能であったことは認めたものの、被告人にその認識があったことには合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡し、原審が、被告人において被害者が抗拒不能状態にないと誤信するような事情がなかったかなどについて質問する必要があるとして、職権による被告人質問を実施したが、被告人が黙秘し、原審は他に事実の取調べを行わず事実誤認により第1審判決を破棄したなどの事情の下では、第

1審が無罪とした公訴事実を原審が認定して直ちに自ら有罪の判決をしても、刑訴法400条ただし書に違反しないとした（全員一致。）、③最一小決令和5年6月20日・刑集77巻5号155頁（公訴事実と同旨の事実を含む事実経過を認定した上、これを前提に、窃盗の実行の着手があったとは認められず、被告事件が罪とならないときに当たるとして無罪を言い渡した第1審判決について、原判決が、同事実経過等を前提として、窃盗の実行の着手を認めることができる旨の判断を示し、第1審判決には窃盗未遂罪の成立を否定した点において法令適用の誤りがあるとしてこれを破棄したなどの事情の下では、原審が事実の取調べをすることなく、訴訟記録及び第1審裁判所において取り調べた証拠のみによって、直ちに公訴事実と同旨の犯罪事実を認定して自ら有罪の判決をしたことは、刑訴法400条ただし書に違反しないとした（全員一致。）がある。

3. 最一小決令和2年1月27日・刑集74巻1号119頁

①児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成26年法律第79号による改正前のもの。以下「法」という。）2条3項にいう「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、同項各号のいずれかに掲げる実在する児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいい、実在しない児童の姿態を描写したものは含まない、②法7条5項の児童ポルノ製造罪が成立するためには、同条4項に掲げる行為の目的で、同法2条3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した物を製造すれば足り、当該物に描写されている人物がその製造時点において18歳未満であることを要しないとした（全員一致・裁判長）。

4 最一小判令和2年10月1日・刑集74巻7号721頁

数罪が科刑上一罪の関係にある場合において、各罪の主刑のうち重い刑種の刑のみを取り出して軽重を比較対照した際の重い罪及び軽い罪のいずれにも選択刑として罰金刑の定めがあり、軽い罪の罰金刑の多額の方が重い罪の罰金刑の多額よりも多いときは、罰金刑の多額は軽い罪のそれによるべきであるとした（全員一致・裁判長）。

5 最一小決令和5年10月11日・刑集77巻7号379頁

第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断した上で、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決は、第1審判決を破棄すべき理由となった量刑不当の点のみならず、刑の量定の前提として被告人の犯人性を認定した同判決に事実誤認はないとした点においても、その事件について下級審の裁判所を拘束するとした（全員一致・裁判長）。